

旅券（パスポート）申請のご案内

- ◎申請窓口は、住民登録地により異なります。
※必ず「申請及びお問い合わせ」（裏表紙）をご覧ください。
- ◎氏名及び本籍地の都道府県名に変更が生じた場合、手続きが必要です。

申請に必要な書類

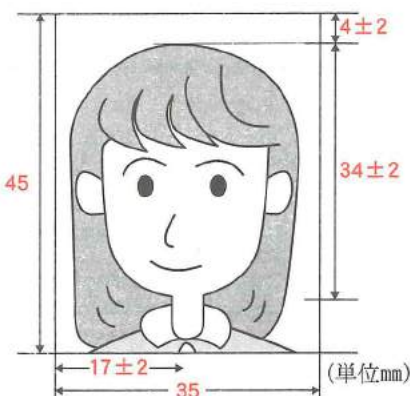
（次の1～5がそろっていないと申請できません。）

1. 一般旅券発給申請書 1通 ◎旅券の申請書には10年用と5年用がありますが20歳未満の方は5年用に限りです。

2. 戸籍抄本または謄本 1通 ◎6か月以内に発行されたものに限りです。
◎家族で同時に申請する場合、戸籍が同一であれば、戸籍謄本を1通とすることができます。

※有効なパスポートをお持ちの方は「切替申請」をお読みください。

3. 写真（縦45mm×横35mm）1枚（6か月以内に撮影されたもの）



- ※なるべく写真店でパスポート用と指定してお撮りください。
- ◎申請者本人のみが正面を向いて撮影されたもの。
 - ◎ふちなしで左図の各寸法を満たしたもの。（顔の寸法は頭頂から顎まで）
 - ◎無帽であるもの。（申請者（請求者）の申出により、都道府県知事、外務大臣又は領事官が、宗教上又は医療上の理由により顔の輪郭が分かる範囲で頭部を布などで覆うことを認める場合を除く。）
- *ふさわしくない写真（次の場合は受付できません）
- ×傷や汚れのあるもの。
 - ×不鮮明なもの。変色していたり、影のあるもの。
 - ×光が眼鏡に反射して目元がわかりにくいもの。
 - ×眼鏡のフレームが目にかかっているもの。
 - ×サングラス、マスクなどで顔が認識しにくいもの。
 - ×ヘアバンドや大きなリボン等髪かざりをしているもの。
 - ×髪が目にかかっているもの。 ×カラーコンタクト
- ※乳児の場合も椅子等の背景や介添えが映ったものは不可。
※デジタルカメラによる写真については、一般の証明写真（銀塩）と同レベルの鮮明なものに限ります。

4. 申請者本人を確認する書類（有効な原本を提示。コピー不可）

※氏名、生年月日、住所、性別、ふりがな等が申請書の記載内容と一致しているものに限りです。

(1) 1つで確認できるもの

日本国旅券（失効後6ヶ月以内のものを含む）、運転免許証、マイナンバーカード（写真付き）、船員手帳、海技免状、猟銃・空気銃所持許可証、小型船舶操縦免許証、宅地建物取引士証、電気工事士免状、無線従事者免許証、官公庁職員身分証明書、特殊法人等職員身分証明書、身体障害者手帳（写真付き）、運転経歴証明書（平成24年4月1日以降交付のもの）

(2) 2つ必要とするもの

- ①と①（例）健康保険証+厚生年金証書（手帳）
- ①と②（例）健康保険証+勤務先の身分証明書（写真付き）
- ②と②では受け付けません。

①	◇健康保険・国民健康保険・後期高齢者医療保険・船員保険等の被保険者証 ◇共済組合員証 ◇国民年金・厚生年金等の年金手帳 ◇被爆者健康手帳 ◇介護保険被保険者証 ◇国民年金・厚生年金・船員保険・共済年金・恩給等の証書 ◇印鑑登録証明書（その実印も併せて必ず持参ください）	} 写真の貼ってあるもの
②	◇会社の身分証明書 ◇失効旅券（失効後6か月を越えるもの） ◇公の機関が発行した資格証明書 ◇本籍地の市町村が発行する身分証明書（身元証明書） ◇学生証	

※小学生以下の方の申請について、法定代理人（父・母等）が同伴または代理申請する場合は、法定代理人の「本人を確認する書類」でも申請できます。

5. 前回取得したパスポート

（有効期間内のパスポートは必ず提出してください。）

受領について

- ◎旅券は、年齢に関係なく必ず申請者本人でなければ受領できません（増補を除く）。
受領の際、右の手数料が必要です。
- ◎発行の日から6か月以内に受領されませんと旅券は失効しますので、ご注意ください。

	一般旅券手数料	収入印紙	長崎県収入証紙	合計
10年有効旅券		14,000円	2,000円	16,000円
5年有効旅券		9,000円	2,000円	11,000円
12歳未満		4,000円	2,000円	6,000円
記載事項変更旅券		4,000円	2,000円	6,000円
増補		2,000円	500円	2,500円

申請についての留意点

- 代理申請** 本人が申請に来られない場合（紛失・焼失の届出、刑罰等に該当、居所申請（下記参照）は必ず本人申請）
 - 旅券の申請は本人申請が原則ですが、申請者の指定した者が代わりに申請することができます。この場合次のことに注意してください。
 - ①「本人申請に必要な書類」を全部持参すること。（本人を確認する書類も必ず原本）
 - ②申請書裏面「申請書類等提出委任申出書」に記入が必要。
 - ③代理人も、代理人本人を確認する書類が必要。（免許証、保険証など）

切替申請 有効な旅券をお持ちの場合

- 次に該当する方は有効な旅券を返納のうえ、新たな旅券に切り替えることができます。
 - ①残りの有効期間が1年未満となった方。
 - ②査証欄に余白がなくなった方。（1回に限り増補もできます。）
 - ③旅券の記載事項（氏名又は本籍の都道府県名）に変更が生じた方。
（有効期限が同一の「記載事項変更旅券」の申請もできます。詳しくは窓口にお尋ねください。）
 - ④有効な旅券を著しく損傷された方。
申請方法は新規申請と同様です。（ただし、上記①②または④に該当する方でその旅券を取得して以降、氏名及び本籍地の都道府県に変更がない場合は戸籍謄（抄）本が省略可。）
なお、未成年者の方については、戸籍謄（抄）本は省略できません。

未成年者等 申請者が未成年者または成年被後見人の場合

- 申請書裏面の「法定代理人署名欄」に親権のある父または母（成年被後見人の場合は後見人）の署名が必要です。法定代理人が遠隔地にいる場合は、自署のある申請同意書を添付することで、この署名に代えることができます。
申請者と法定代理人の姓が異なる場合は、さらに関係を確認できる戸籍の提出が必要となります。

居所（住民登録地の窓口以外）で申請する場合

- 一時的に長崎県に住んでいる学生・長期出張者や県内に上陸した船員・海外からの一時帰国者等は居住先（通勤・通学を含む）の旅券窓口でも申請できます。（住民票及び居所（通勤・通学先の所在地）を証明する書類等が必要。）事前に最寄りの旅券窓口へお問い合わせください。この場合、代理申請はできません。

申請及びお問い合わせ

- （長崎県庁ホームページ）「<http://www.pref.nagasaki.jp/>」→「目的で探す」→「手続き・申請」→「パスポートのサイトへ」
- ※1 住民登録地により窓口が異なります。（住民登録地以外の居住地または通勤・通学先の窓口で申請可能な場合もあります）
- ※2 土・日・祝日・年末年始（12月29日～1月3日）はお休みです。
- ※3 所要日数は当日扱いの申請受付締切時間（下記の★）までに受け付けた場合の日数であり、※2の官公庁の休日を除きます。

住民登録地	旅券窓口	電話番号	受付時間 （★は当日扱いの申請受付締切時間）	所要日数	
長崎 市	長崎市消費者センター （メルカつきまち4F）	095-829-1550	〈申請〉月～金 9時～17時 ★15時 〈交付〉月～金 9時～17時 〈交付〉土・日・祝 10時～18時	5日	
佐世保 市	佐世保市役所 戸籍住民窓口課	0956-24-1111 内線2168・2169	〈申請・交付〉8時30分～17時15分 ★12時	7日	
島原 市	島原市役所 市民窓口サービス課	0957-63-1111 内線181	〈申請・交付〉9時～17時 ★14時	7日	
大村 市	大村市役所 地域げんき課	0957-53-4111 内線189	〈申請・交付〉9時～17時 ★15時	7日	
平戸 市	平戸市役所 市民課 （申請のみ支所及び出張所でも可）	0950-22-4111	〈申請・交付〉9時～17時 ★市民課14時	7日 （支所8～10日）	
松浦 市	松浦市役所 市民生活課	0956-72-1111	〈申請・交付〉8時30分～17時15分 （火・木の交付は18時30分まで）	★12時	7日
	福島支所		〈申請・交付〉8時30分～17時15分	★14時	9日
	鷹島支所（申請のみ可）		〈申請〉8時30分～17時15分	★12時	9日
対馬 市	対馬市役所 市民課	0920-53-6111	〈申請・交付〉8時45分～17時30分	★15時	9日
	対馬市役所 上対馬振興部	0920-86-3111			9日
老岐 市	老岐市役所 危機管理課（郷ノ浦庁舎2階）	0920-48-1111	〈申請・交付〉9時～17時	★14時30分	9日
五島 市	五島市役所 市民課	0959-72-6111	〈申請・交付〉8時30分～17時15分	★（月～木）12時	9日
	支所及び一部出張所（申請のみ可）		〈申請〉8時30分～17時15分	★11時	
西海 市	西海市役所 市民課	0959-37-0164	〈申請・交付〉9時～17時	★12時	7日
雲仙 市	雲仙市役所 総合窓口課	0957-38-3111 内線2211	〈申請・交付〉9時～12時 13時～17時	★14時30分	7日
南島原 市	南島原市役所 市民サービス課（西有家庁舎1階）	0957-73-6604	〈申請・交付〉9時～12時 13時～17時	★14時	7日
長与 町	長与町役場 住民環境課	095-883-1111 内線111・112	〈申請・交付〉9時～17時	★15時	7日
時津 町	時津町役場 住民環境課	095-882-2211	〈申請・交付〉9時～17時	★15時	7日
東彼杵 町	東彼杵町役場 総務課	0957-46-1111 内線15・78	〈申請・交付〉9時～12時 13時～17時	★15時30分	7日
川棚 町	川棚町役場 企画財政課	0956-82-6116	〈申請・交付〉9時～12時 13時～17時	★14時	7日
波佐見 町	波佐見町役場 総務課	0956-85-2111	〈申請・交付〉9時～12時 13時～17時	★14時	7日
小値賀 町	小値賀町役場 総務課	0959-56-3111 内線28	〈申請・交付〉9時～17時		9日
佐々 町	佐々町役場 総務課	0956-62-2101	〈申請・交付〉8時30分～17時15分 （金のみ 8時30分～19時）	★12時	7日
新上五島 町	新上五島町役場 総合窓口課	0959-53-1111	〈申請・交付〉8時30分～17時15分	★14時	9日
諫早 市	長崎県県央振興局 総務課	0957-22-0010 内線217	〈申請〉9時～17時 ★15時 〈交付〉9時～17時30分		7日
	長崎県パスポートセンター	095-895-2121	〈申請〉9時～17時 〈交付〉9時～17時30分		5日

申請書用紙は絶対折り曲げないでください。